

4月NEWS

【平成27年度税制改正について】

いよいよ新年度のスタートです。4月は税制改正の季節です。今回は平成27年度税制改正の中から、主なものをピックアップしてご紹介します。

(1) 法人課税

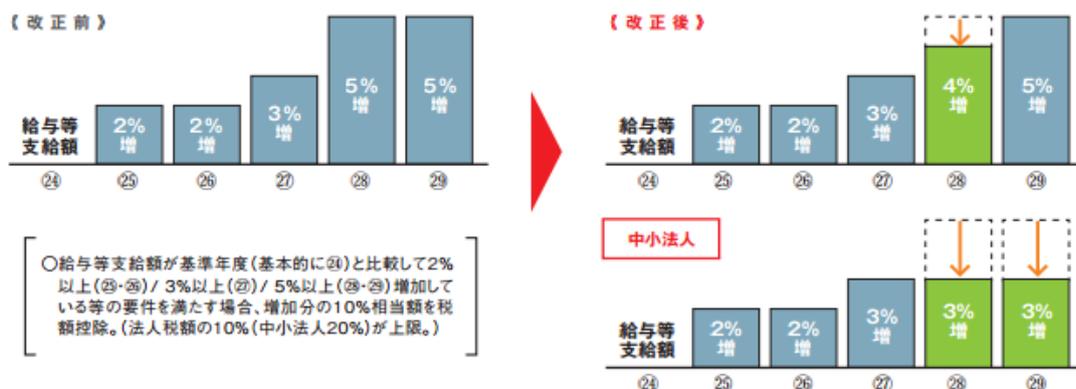
① 法人税率の引下げ

法人税率を25.5%から23.9%に引き下げます。

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度において適用

② 賃上げへの配慮措置

所得拡大促進税制の要件緩和



(2) 個人所得課税

① ふるさと納税の拡充

特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割(現行:1割)に拡充します(※平成28年度分以後の個人住民税について適用)

確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先団体が5以下のときは、ふるさと納税先団体へ寄附する際に申請することで、確定申告をすることなく寄付金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設します。(※平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

(3) 資産課税

① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、足元の住宅市場の活性化、消費税率 10%への引上げ前後における需要の平準化等を図るため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長した上で非課税枠を最大 3,000 万円まで拡充します。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る贈与税の非課税枠を創設します。

《概要》

- 親・祖父母（贈与者）は、金融機関に子・孫（20 歳以上 50 歳未満。受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。この資金について、子・孫ごとに 1,000 万円までを非課税とします。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。
- 受贈者が 50 歳に達する日に口座は終了します。使い残しに対しては、贈与税を課税します。
- 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの措置です。

【 4 月の主な税務 】

4 月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
4 月 10 日	3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4 月 30 日	2 月決算法人の確定申告
4 月 30 日	2 月、5 月、8 月、11 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告
4 月 30 日	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告
4 月 30 日	8 月決算法人の中間申告
4 月 30 日	消費税の年税額が 400 万超の 5 月、8 月、11 月決算法人の 3 ヶ月ごとの中間申告
4 月 30 日	消費税の年税額が 4,800 万超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 ヶ月ごとの中間申告（12 月決算法人は 2 ヶ月分）

【 スタッフの一言 】

新年度がスタートしました。今年は曜日の関係で3月16日が個人の確定申告の提出期限でしたが無事に終わりほっとしております。朝晩は冷えることもありますが、だんだんと暖かくなってきてコートを着ない日も増えてきました。季節の変わり目だからこそ体調に気を付けましょう。

中尾